



中津市監査委員告示第 18 号

令和3年9月28日付け中監第370号で提出した財政援助団体監査の結果に関する報告に対し、中津市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年10月12日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

措置状況報告書

令和3年度 財政援助団体監査

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 一般社団法人中津耶馬溪観光協会</p> <p>[補助金等名] 中津耶馬溪観光協会運営費補助金</p> <p>[所管部局・課] 企画観光部 観光推進課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>①補助金交付申請書に添付されている予算書、及び補助金実績報告書に添付されている収支決算書について、補助金額算定のため中津市補助金事務ガイドライン別紙の作成例では、予算額または決算額に対する「うち補助対象」の額を明示することを求めている。 よって、補助金額の算定に誤りがないか再確認のため、様式を訂正のうえ再提出することを求める。</p> <p>(要望事項)</p> <p>②令和2年度においては予期せぬほどの新型コロナウイルス感染拡大により、すべての事業計画が縮小・見直しに迫られるなか、創意工夫を凝らし難局を耐え抜いたものと敬意を表します。 依然、情勢は好転の兆しも見えず、人の往来により成り立つ観光業界にとっては困難な状況が続いておりますが、今後とも中津下毛地域の観光産業の柱として寄与されることを切に願います。</p>	<p>①ご指摘のとおりです。 予算書及び収支決算書の様式につきまして「うち補助対象」の額が明示されていませんでしたので、補助対象額が分かるように様式を改め、令和3年9月22日に再提出を行いました。 今後も、「中津市補助金事務ガイドライン」に沿った適切な事務処理に努めます。</p> <p>② 温厚なるご意見をいただき、感謝いたします。今後も、観光推進課や関係課、関係機関と緊密に協力して新型コロナウイルス感染拡大防止に十分配慮しながら、観光協会としての役割をさらに意識して観光事業者への振興・活性化に繋がるよう、職員一同努力して参ります。ご指導いただき、ありがとうございました。</p>	

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①補助金交付申請書に添付されている予算書、及び補助金実績報告書に添付されている収支決算書の様式について、補助金額算定のために、中津市補助金事務ガイドライン別紙に示されている作成例のとおり、予算額または決算額に対する「うち補助対象」の額を明示させるよう指導されたい。

②中津市では平成30年11月2日付中財第1808号通知により「中津市補助金事務ガイドライン」を制定し、補助金に関する統一的な取り扱いを示している。

しかしながら「一般社団法人中津耶馬溪観光協会補助金交付要綱」においては「消費税等仕入控除税額」に関する規定が定められていません。

これは補助金を交付するうえで消費税相当額の重複交付を防ぐために必要なものであり、早急に要綱の見直しを行うよう求める。

①ご指摘のとおりです。

予算書及び収支決算書の様式につきましては、「うち補助対象」の額が明示されていませんでしたので修正を指示し、令和3年9月22日に再提出を受けました。

今後も、「中津市補助金事務ガイドライン」に沿った適正な事務処理が行われるよう指導監督に努めます。

②ご指摘のとおりです。

「一般社団法人中津耶馬溪観光協会補助金交付要綱」につきましては「消費税等仕入控除税額」に関する規定が定められていませんでした。令和3年12月31日までに「一般社団法人中津耶馬溪観光協会補助金交付要綱」の「消費税等仕入控除税額」に関する規定を定める改正を行い、令和4年4月1日から施行するように改善を行います。

今後も、「中津市補助金事務ガイドライン」に基づく適正な事務処理に努めます。